護保険料額決定通知書に記載の 保険料額と、7月に送付する介 護保険料額と同額を納付してい の差し引き) の場合は2月の介 額を、また特別徴収(年金から

ただきます。仮徴収期間の介護

付していただきます。

との差額を7月~来年3月に納

介護保険料額(年間保険料額)

## 護保険

問合先 介護保険課

### 第1号被保険者の **7月に送付します** 介護保険料決定通知書

個人に通知書をお送りします。 額や住民税課税・非課税の状況 号被保険者(5歳以上)の介護 をもとに決定し、7月初旬に各 を基準に、 保険料は、 平成31 (令和元) 年度の第1 昨年中の合計所得金 4月1日現在の世帯

### 保険料額(年額)

最終時点の所得段階に応じた金 振替での納付)の場合は前年度 いい、普通徴収(納付書や口座 ため、4~6月を仮徴収期間と ■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定する

	段階		対象者	基準額に対する 割合(倍)	保険料(円)
本人非課税	1	受給者	護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金 及び本人の前年合計所得+課税年金収 )万円以下の人	0.375	29,250
	2	世帯全 税年金	員が非課税で本人の前年合計所得+課 収入が120万円以下の人	0.625	48,750
	3	世帯全	員が非課税で第2段階以外の人	0.725	56,550
	4		課税者がおり、本人の前年合計所得金 税年金収入が80万円以下の人	0.9	70,200
	5	世帯に課税者がおり、第4段階以外の人		1.0	78,000
本人課税	6	金本	120万円未満	1.2	93,600
	7	金額が	120万円以上200万円未満	1.3	101,400
	8	右課	200万円以上250万円未満	1.5	117,000
	9	の税額で	250万円以上300万円未満	1.6	124,800
	10	の前	300万円以上400万円未満	1.7	132,600
	11	人年の	400万円以上600万円未満	1.8	140,400
	12		600万円以上800万円未満	2.0	156,000
	13	合計所得	800万円以上1,000万円未満	2.25	175,500
	14	得	1,000万円以上	2.5	195,000

■介護保険料の減免など

合があります。 徴収猶予や減免が受けられる場 くなった場合などに、保険料の 少したため保険料が納付できな 災害などで一時的に収入が減 また、生活に困窮している世 (生活保護を受けている世帯

除く)で、次の条件にすべて該

条件

階以上で、世帯全員の年間収 以下である 帯員1人につき54万円を加算 108万円、2人世帯以上は世 入合計額が基準額 ●被保険者の所得段階が第2段 (1人世帯

部を減額します。 当する場合は、介護保険料の一

債、その他金融資産の元本の合計

●だれからも扶養されていない ●世帯全員の預貯金、国債、 活用できる資産がな

がない 金額が350万円を超えない ●被保険者に介護保険料の滞納

場合は月割計算) 減免内容 料額に減額(申請が8月以降の 険料を1段階下の所得段階保険 申請月以降の介護保

合わせてください。 提出が必要です。詳しくは問い の承諾書 (家族全員分) ※減免には、申請書や資産調査 などの

あります。

用ができない期間が生じることが







### え、督促手数料 (8円) り、1割から3割負担でのサービ め、納付していない期間に応じた までに納めた人との公平を保つた 金が加算される場合があります。 ■保険料の納付は納期限までに ス利用や、高額介護サービスの利 ビスを利用する場合は、 「給付制限」措置を行うことにな また介護認定を受け、 納期限までに納付しない場合 本来納付する保険料額に加 介護サー 納期限 や延滞

納付にご協力をお願いします。 用いただくためにも、 安心して介護サービスをご利 保険料の

# ■普通徴収で納付する人は

がなく、たいへん便利です。 のたびに金融機関に出向く必要 家族の口座からの引き落とし 口座振替を利用すると、納付 口座振替のご利用を